

益城町中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～ 3. 略					1. ～ 3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] ～ [2] (3) 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] ～ [2] (3) 略 (4) 国の支援措置がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「オープンスペース」整備事業 【内容】 都市拠点（木山交差点付近）における公園整備 【実施時期】 <u>R5～R7年度</u>	益城町	日常的に子ども達を中心とした憩いの場を設け、「滞留したい都市拠点」を実現していくために、日常的には子ども・子育て世代の遊び場や多世代交流の場として使用しつつ、定期的に小規模なイベントを実施していく場としても使用できる広場（オープンスペース）を整備します。本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし		【事業名】 「オープンスペース」整備事業 【内容】 都市拠点（木山交差点付近）における公園整備 【実施時期】 <u>R4～R5年度</u>	益城町	日常的に子ども達を中心とした憩いの場を設け、「滞留したい都市拠点」を実現していくために、日常的には子ども・子育て世代の遊び場や多世代交流の場として使用しつつ、定期的に小規模なイベントを実施していく場としても使用できる広場（オープンスペース）を整備します。本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	措置なし	
5. ～ 6. 略					5. ～ 6. 略				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 【内容】 都市拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 <u>R4～R7年度</u>	㈱未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 <u>R7年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民 	【事業名】 「まちの商店街」整備事業 【内容】 都市拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 <u>R4～R5年度</u>	㈱未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 <u>R4年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民

				間 中 心 市 街 地 経 済 活 力 向 上 事 業 の 用 に 供 す る 不 動 産 の 取 得 又 は 建 物 の 建 築 を し た 際 の 登 録 免 許 税 の 軽 減					間 中 心 市 街 地 経 済 活 力 向 上 事 業 の 用 に 供 す る 不 動 産 の 取 得 又 は 建 物 の 建 築 を し た 際 の 登 録 免 許 税 の 軽 減
<p>【事業名】 「物産館等」整備事業</p> <p>【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備</p> <p>【実施時期】 <u>R4～R7年度</u></p>	<p>(株)未来創成 ましき</p>	<p>地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。</p> <p>本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。</p>	<p>【措置の名称】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 <u>R7年度</u></p>	<p>・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））</p> <p>・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建築物を築した際の登録免許税の軽減</p>	<p>【事業名】 「物産館等」整備事業</p> <p>【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備</p> <p>【実施時期】 <u>R4～R5年度</u></p>	<p>(株)未来創成 ましき</p>	<p>地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。</p> <p>本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。</p>	<p>【措置の名称】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 <u>R4年度</u></p>	<p>・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））</p> <p>・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建築物を築した際の登録免許税の軽減</p>

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R7年度	㈱未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 R7年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定
【事業名】 「物産館等」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R7年度	㈱未来創成ましき	地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地域の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 R7年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における生活密	㈱未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、	【措置の名称】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業	支援措置については予定

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における生活密着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5年度	㈱未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 R4年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定
【事業名】 「物産館等」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5年度	㈱未来創成ましき	地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地域の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 ・中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） ・特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 R4年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「まちの商店街」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における生活密	㈱未来創成ましき	都市拠点を「一度で色々な用事ができる場所」とすることで、中心市街地への来街者を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の小売店・飲食店を中心としながら、	【措置の名称】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業	支援措置については予定

着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R7年度		町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【実施時期】 R7年度	
【事業名】 「物産館等」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R7年度	㈱未来創成 ましき	地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 【実施時期】 R7年度	支援措置については予定

(3)～(4)略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (3)略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交通広場整備事業 【内容】 都市拠点における交通拠点施設の整備 【実施時期】 R3～R7年度	益城町	地域住民の交通利便性の向上と、来街者のアクセス性向上を通じて、中心市街地の居住人口増加及び来街者増加を実現していくために、都市拠点内に「交通広場」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	措置なし	

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

着型商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5年度		町外からの店舗も一緒になった「商店街（商業集積施設）」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【実施時期】 R5年度	
【事業名】 「物産館等」整備事業 ※再掲 【内容】 都市拠点における地域特産品等を中心に販売する商業テナント施設の整備 【実施時期】 R4～R5年度	㈱未来創成 ましき	地域の魅力を求めて中心市街地に来街する人を増加させていくために、都市拠点（木山交差点周辺）に、地元の魅力（農産品、風景・アクティビティを楽しむ場等）の発信や、地元農産品を活用した商品の開発・提供、地元農産品の販売等を実施する施設を整備します。 本事業は、目標①「地域固有の魅力を活かした新たな活動の創出」及び目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」の達成に必要な事業です。	【措置の名称】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 【実施時期】 R5年度	支援措置については予定

(3)～(4)略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]～[2] (3)略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交通広場整備事業 【内容】 都市拠点における交通拠点施設の整備 【実施時期】 R3～R4年度	益城町	地域住民の交通利便性の向上と、来街者のアクセス性向上を通じて、中心市街地の居住人口増加及び来街者増加を実現していくために、都市拠点内に「交通広場」を整備します。 本事業は、目標②「中心市街地内での回遊行動の創出」及び目標③「中心市街地内生活人口の増加」の達成に必要な事業です。	措置なし	

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1][2](1)～(2)略

(3) 益城町中心市街地活性化協議会開催経過

○令和2年11月30日 第1回益城町中心市街地活性化協議会

・議題：規約、役員選任、益城町中心市街地活性化基本計画（案）

○令和3年2月 第2回益城町中心市街地活性化協議会（書面開催）

・議題：益城町中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために書面にて開催）

○令和4年5月 第3回益城町中心市街地活性化協議会（書面開催）

・議題：令和3年度の取り組みに対するフォローアップ

（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために書面にて開催）

○令和5年5月11日 第4回益城町中心市街地活性化協議会

・議題：令和4年度の取り組みに対するフォローアップ、令和5年度計画変更について

(4)～12. 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1][2](1)～(2)略

(3) 益城町中心市街地活性化協議会開催経過

○令和2年11月30日 第1回益城町中心市街地活性化協議会

・議題：規約、役員選任、益城町中心市街地活性化基本計画（案）

○令和3年2月 第2回益城町中心市街地活性化協議会（書面開催）

・議題：益城町中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために書面にて開催）

(4)～12. 略